

【審査項目及び評価の視点】

審査項目		主な評価の視点
1 方針及び体制	基本方針	●本業務を実施する上での基本方針について、本市が定める業務目的を理解した上で提案されているか。
	管理体制	●指揮命令・責任体制が具体的に提案されているか。
		●業務責任者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。
		●従事者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。
実施体制	●円滑な業務実施のための人員配置や、新型コロナウイルス感染症等の流行や災害時における対応等が具体的かつ的確に計画されているか。 ●業務上必要な人材確保の方策や配置等の計画は適正なものか。	
2 運営	効果的な業務運営	●業務状況の管理及び緊急な対応を要する場合の判断基準や対応方法はどのように提案されているか。
		●市職員や警察等への連絡方法（緊急な対応を要する場合を含む）はどのように提案されているか。
		●業務内容の記録や報告の方法はどのように提案されているか。
	情報セキュリティ、個人情報保護	●業務に関する個人情報を適切に管理する方法や管理体制が十分確保されているか。また、従事者に守秘義務を徹底する方法が具体的に示されているか。
3 業務の履行能力	資質の確保	●業務開始前の研修に関する体制及び計画（講師、内容、実施時期及び時間等）は具体的かつ的確に計画されているか。
		●業務開始後の業務従事者に対する対応能力等の向上策は具体的に示されているか。
	業務実績	●過去5年間において、国、地方公共団体、民間企業等から受託した業務の内容・規模（人数等）はどうか。
4 その他	提案その他事項	●本業務の効果を高めるための具体的な独自の提案がなされているか。
合計		

平成26年3月26日発出尼契第9320号尼行改第3950号「プロポーザル方式(所管課契約及び指定管理者公募選定)における地域経済活性化のための取組について(通知)」に基づき、最低基準点を超えた事業者について、以下の加点を行う。

- ・市内事業者は5%加算
- ・準市内事業者は2.5%加算
- ・事業実施に際して、市内事業者の雇用を行う提言があれば5%加算